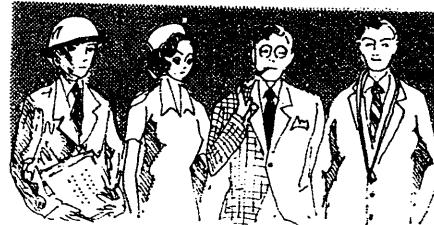


## 海外文献紹介

### 欧洲各国の医療費



医療費とりわけ社会保障における医療給付費の急激な上昇が各国で大きな問題になっている。急増する医療費を誰がどのように負担するべきかの問題は、現在の医療保障をめぐる重要な課題となっている。

医療費が何故このように上昇するかを分析することはそれなりに重要な意味を持っている。しかし医療費の問題を明らかにするためにはそれだけで十分であるとは言えない。医療費が社会保障の仕組を通して国民に提供されている以上、医療費問題は医療保障制度との関係において解明されなければならない。

ここに紹介する論文は、欧洲各国の医療費を医療保障制度との関連で分析したものである。医療保障の制度的な差異とともに医

療費の各部分の割合や上昇傾向にも大きな違いが認められる。しかしそれらの差異を強調してどのような仕組みがよりよいかを明らかにすることがこの論文の目的ではない。むしろ制度上の違いをこえてどのような共通した問題があるのかを明らかにしている。さらに各国におけるグループ診療の発展や病院の役割の増大に着目し、医療保障の将来をも展望している。

#### 1. 各国の医療給付費

著者はまず主な医療給付費（薬剤給付費、一般医による医療給付費ならびに病院給付費）について I S S A が実施した調査をもとに、その国際比較をおこなっている。これは医療保障

の対象となっている人口 1 人当たりの年間医療給付費を 1967 年から 70 年にかけて米ドルに換算して表示したものであるが。ここには 1968 年についてのみ次表のように紹介しておくことにする。

一般医による医療給付費は、国民保健サービス制度をとるイギリスや、疾病保険が全国民をカバーしているデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン等で比較的低い。反対に疾病保険による保護が特定の労働者に限られているような E E C 6 か国では、一般にこの給付費は高くなっている。

病院給付費の方は E E C 6 か国の方が概して低いといえる。デンマークやスウェーデンのようにほとんどの病院費を国が負担しているところでは病院給付費は極端に低くなっている。アイスランドやノルウェーでも国の負担は相当大きいために病院給付費は低くおさえられている。イギリスは最高を示しているが、これには外来患者の診療費も含まれていることに留意されなければならないであろう。

医療保障の対象となる人口1人当りの年間医療給付費  
(1968年) (単位ドル) (%)

	西ドイツ	フランス	イタリア	ベルギー	オランダ	ルクセンブルグ	デンマーク	フィンランド	アイスラーンド	ノルウェー	スウェーデン	イギリス
薬剤給付	14.00 (26.8)	32.69 (31.2)	19.57 (33.4)	14.80 (26.2)	9.30 (17.7)	21.22 (46.8)	6.20 (31.2)	4.20 (—)	5.78 (15.8)	3.02 (7.4)	9.67 (45.0)	7.37 (13.5)
一般医給付	19.45 (37.3)	15.86 (21.0)	16.55 (28.2)	27.63 (49.0)	14.49 (27.6)	16.25 (35.8)	10.79 (54.4)	2.53 (—)	6.19 (16.9)	10.01 (24.6)	9.60 (44.7)	5.51 (10.1)
病院給付	18.75 (35.9)	36.08 (47.7)	22.48 (38.4)	14.00 (24.8)	28.69 (54.7)	7.96 (17.6)	2.86 (14.4)	— (—)	24.57 (67.2)	27.66 (68.0)	2.22 (10.3)	41.79 (76.4)
合計	52.20 (100)	75.63 (100)	58.60 (100)	56.43 (100)	52.48 (100)	45.33 (100)	19.85 (100)	— (—)	36.54 (100)	40.69 (100)	21.49 (100)	54.67 (100)

薬剤給付費は EEC 6か国が他の国々よりもはるかに高い値を示している。

## 2. 医療保障制度の仕組

医療費の問題については経済学者や統計学者による分析も多く発表されている。しかし著者は「保健市場」という言葉で表明されるような医療費問題への接近方法には批判的である。それは著者が、医療における人間の心理的な側面を重要視するからである。「健康

を守る権利の重要性を強調することではなく、この権利をどのように実際に適用するか」というのが著者の問題意識である。

それでは国民に医療を提供する仕組はどうになっているのであろうか。著者はとりわけ社会保障機関と医師との関係に注目し、各国に共通する一般的な特徴を次のようにまとめている。

(1) 患者および医師には選択の自由が保障されている。

(2) 医師には職業上の完全な自由が保障されている。一方社会保障機関は定められた基準に従って診療費を支払っている。

(3) デンマーク、西ドイツ、イタリア、オランダ、イギリスを除いて、患者は診療費の一部を負担している。

(4) 医師と社会保障機関の間には医療保障との関係で、診療費や診療時間等について一定の取り決めが結ばれている。

(5) 医師の診療報酬は一定の支払方式に従って支払われている。a) フィンランド、フランス、ルクセンブルグ、ノルウェー、スウェーデン等では出来高払方式をとっており、患者に診療費の一部が償還される。b) イタリア、オランダ、イギリスでは社会保障機関が直接医師に報酬を支払っているが、その額は主として登録患者の数に対応している。c) 西ドイツでは医師は一定の基準に従って出来高に応じて金庫医協会から支払を受けるが、金庫医協会はその費用を疾病保険機関から毎年契約にもとづいて受けていることになっている。

ところで最近の医療費の急激な上昇は当

然医療保障にもいくつかの問題をひきおこすわけであるが、とりわけ次の3つの点で問題は顕著にあらわれている。①医療給付には経済的な限界があり、その費用の一部を患者が拠出や税以外の形で負担することが一般化しつつある。②疾病保険機関と医師との間には財政上の問題が断えない。③医療技術の複雑化とともに、病院を再組織する必要が高まっている。

### 3. 注目すべき制度的変化

一般医による診療について注目すべき変化はグループ診療の発展である。医療技術の発展は高額の医療機器を必要とするようになった。これらの設備はすぐ時代遅れになるおそらくはあるばかりでなく、維持するだけでも相当の費用がかかり一人の医師がその全費用をまかうことは不可能になってきた。こうして医療機器は何らかの形で集中化せざるをえなくなったわけである。こうしてグループ診療はフランスやイギリスを中心に発展してきたのであるが、この発展には公的当局による寄与も大きい。社会保障機関や公的当局が財政

面での援助をしている場合が多いからである。

薬剤給付については各国とも多かれ少なかれ何らかの制約が設けられているが、消費量の増加や価格の上昇のため医療費の中でも薬剤給付費はより大きな部分をしめるようになっている。しかし他面で薬のもたらす害も大きな問題となっており、予防医療の必要性は一層高まっている。このような事情から著者は、国がその限られた財源を予防医療の分野に集中する必要を説くとともに、一般医による医療給付費や薬剤給付費の一部が患者に帰せられるのはやむを得ないと考えている。

病院給付費は大幅に上昇しているが、これについては別の見方が必要である。各国とも病院の増設について計画がたてられ実施に移されているのであるが、その費用は多く国が負担している。病院サービスの範囲は非常に包括的になって専門医サービスだけでなく、予防医療や一般医の診療施設をも含むようになってきた。病院の機能は広がり、患者に関する資料を集中的に管理すること、技術面、医学面で中心的な役割を果たすこと、地域の

医療施設に対して便宜を提供すること等をも含まなければならなくなっている。

病院サービスの範囲が広まるに従って、病院給付費は当然増大する。これらの病院を商業ベースで維持することは困難になっている。病院給付費の上昇についてはむしろこれを社会的費用の観点からこれをみなければならなくなっているのである。

これらの病院が将来社会保障の中心的機能を果たすであろうとの考えにたって、著者は各国が隣接諸国と協力しつつその病院計画を調整してゆかなければならぬと述べている。

Franco Illuminati, *The Cost of Health, International Social Security Review*, Year XXV, No. 4, 1972, pp. 376—394.

(一圓光弥 健保連)